

文教大学附属図書館借用資料取扱内規

(目的)

第1条 この内規は、文教大学附属図書館利用規程第13条に基づき、文教大学附属図書館（以下「図書館」という。）が図書館間相互協力（資料貸出依頼）により学外機関から借用した資料の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(依頼)

第2条 図書館は、利用者の求めがあったとき、資料を所蔵する学外機関（以下、「貸出館」という。）に資料貸出依頼を行う。

- 2 資料貸出依頼は、貸出館の定める方法により行う。
- 3 図書館は、資料貸出依頼に必要な利用者および資料の情報を記録し、管理する。

(利用)

第3条 図書館は、借用資料受領に際し、資料の状態および貸出館の連絡事項を確認した上で、貸出館の指定する閲覧および複写等の利用条件を遵守する。

- 2 図書館は、貸出館が複写の記録を求める場合は、当該記録を貸出館に提出することがある。

(返却)

第4条 借用資料の返却は、貸出館の定める方法により図書館が行う。

(費用)

第5条 資料の借用に係る費用は、利用者の負担とし、図書館が徴収する。

(弁償)

第6条 借用資料に瑕疵（破汚損又は紛失）が生じた場合は、図書館は貸出館に速やかに報告し、弁償責任の有無を確認する。弁償となった場合の方法は、貸出館との協議により決定する。

- 2 前項により弁償となった場合は、図書館は、文教大学附属図書館利用規程第18条に基づき、弁償に係る費用等を利用者に請求する。

(改廃)

第7条 本内規の改廃は、図書館委員会の議を経て館長が決定する。

附則

1 この内規は、2022年5月12日から施行する。